

会津若松市戊辰150周年記念宣言記念碑設置業務 要求水準書

1 目的

戊辰150周年記念事業において策定した、将来に向け平和等への願いを込めた記念宣言をモニュメントとして設置し、長く後世に伝えることを目的とする。

2 業務期間

契約締結の日から令和元年9月11日（水）

3 設置場所

鶴ヶ城公園敷地内（別紙位置図参照）

4 業務内容

記念碑のデザイン、設計、製作及び設置工事

5 記念碑の構造及び材質

- (1) 記念碑の大きさ等
 - ① 設置面積：土台などを含めて2m四方（4㎡）程度とする。
 - ② 高さ：自由
- (2) 材質は自然石を用いること。また、材質の選定理由を明らかにすること
- (3) 安全性に十分配慮し、接触等による怪我又は倒壊の危険性を排除した設計及び構造とすること
- (4) 長年の使用、風雨、紫外線等に耐えるものとする
- (5) 大きさや色等については、設置場所の周辺の環境と調和するものであること
- (6) 雑草の生えにくい構造であること

6 デザイン等

- (1) 記念碑には次の内容を彫り込むこと
 - ① 正面 会津若松市戊辰150周年記念宣言（記載内容は別紙のとおり）
 - ② 背面 「戊辰150周年記念事業実行委員会」と会長名、設置の日付（詳細は別途協議とする）
- (2) デザインは本業務の目的と、記念宣言の内容を十分に踏まえたものとする。

7 その他

- (1) 公園の許可関係等については発注者にて行う。
- (2) 本仕様書に明記しない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。